別表六（二十四）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12の５第１項から第４項まで（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（次号(3)及び(4)において「令和６年旧措置法」という。）第42条の12の５第１項若しくは第２項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（当該事業年度の翌事業年度以後の各事業年度において租税特別措置法第42条の12の５第４項の規定の適用を受けようとする場合を含む。）に記載すること。

2　「適用可否　(3)」の欄は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に「可」と記載すること。

(1)　令和６年４月１日以後に開始する事業年度において租税特別措置法第42条の12の５第１項の規定の適用を受ける場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するとき。

イ　「期末現在の資本金の額又は出資金の額　(1)」の金額が10億円以上であり、かつ、「期末現在の常時使用する従業員の数　(2)」の数が1,000人以上である場合又は「期末現在の常時使用する従業員の数　(2)」の数が2,000人を超える場合において、租税特別措置法施行令第27条の12の５第１項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する事項を公表しているとき（同条第２項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限る。）。

ロ　「期末現在の資本金の額又は出資金の額　(1)」の金額が10億円未満であり、かつ、「期末現在の常時使用する従業員の数　(2)」の数が2,000人以下である場合又は「期末現在の常時使用する従業員の数　(2)」の数が1,000人未満である場合

(2)　令和６年４月１日以後に開始する事業年度において租税特別措置法第42条の12の５第２項の規定の適用を受ける場合において、「期末現在の常時使用する従業員の数　(2)」の数が2,000人以下であるとき（当該事業年度終了の時において同項の規定の適用を受ける法人及び当該法人との間に当該法人による法第２条第12号の７の５（定義）に規定する支配関係がある他の法人の常時使用する従業員の数の合計数が１万人を超える場合を除くものとし、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に限る。）。

イ　「期末現在の資本金の額又は出資金の額　(1)」の金額が10億円以上であり、かつ、「期末現在の常時使用する従業員の数　(2)」の数が1,000人以上である場合において、租税特別措置法施行令第27条の12の５第１項に規定する事項を公表しているとき（同条第２項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限る。）。

ロ　「期末現在の資本金の額又は出資金の額　(1)」の金額が10億円未満である場合又は「期末現在の常時使用する従業員の数　(2)」の数が1,000人未満である場合

(3)　令和６年４月１日前に開始した事業年度において令和６年旧措置法第42条の12の５第１項の規定の適用を受ける場合において、(2)イ又はロに掲げる場合のいずれかに該当するとき。

(4)　租税特別措置法第42条の12の５第３項に規定する中小企業者等が同項又は令和６年旧措置法第42条の12の５第２項の規定の適用を受ける場合

3　「教育訓練費の額　(15)」の欄は、租税特別措置法施行令第27条の12の５第12項に規定する教育訓練費の額を記載すること。

4　「(14)≧４％の場合（0.05、0.1又は0.15）　(29)」の欄は、「継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(13)}{(12)}$ ((12)＝０の場合は０)」　(14)　の割合（以下この号において「継続雇用者給与等支給増加割合」という。）が100分の４以上であり、かつ、100分の５未満である場合には「0.05」と記載し、継続雇用者給与等支給増加割合が100分の５以上であり、かつ、100分の７未満である場合には「0.1」と記載し、継続雇用者給与等支給増加割合が100分の７以上である場合には「0.15」と記載すること。

5　「プラチナくるみん又はプラチナえるぼしを取得している場合（0.05）　(31)」の欄は、当該事業年度終了の時において租税特別措置法第42条の12の５第１項第３号イ又はロに掲げる者のいずれかに該当する場合に記載すること。

6　「プラチナくるみん又はえるぼし３段階目以上を取得している場合（0.05）　(35)」の欄は、租税特別措置法第42条の12の５第２項第３号イからハまでに掲げる要件のいずれかを満たす場合に記載すること。

7　「くるみん又はえるぼし２段階目以上を取得している場合（0.05）　(39)」の欄は、租税特別措置法第42条の12の５第３項第３号イからニまでに掲げる要件のいずれかを満たす場合に記載すること。